

宝塚市告示第80-1号

宝塚市都市景観条例（平成24年条例第21号）第25条第4項の規定により、下記の物件について都市景観形成建築物等の指定を部分解除したため、同条第5項の規定により準用する第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年（2021年）5月10日

宝塚市長 山崎晴恵

- 1 指 定 番 号： 指定第9号
物 件 の 名 称： I邸
物 件 の 所 在 地： 宝塚市雲雀丘1丁目

宝塚市告示第80-2号

下記の物件について、都市景観形成建築物等の保全整備基準の変更をしたため、宝塚市都市景観条例（平成24年条例第21号）26条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年（2021年）5月10日

宝塚市長 山崎晴恵

- 1 指 定 番 号： 指定第9号
物 件 の 名 称： I邸
物 件 の 所 在 地： 宝塚市雲雀丘1丁目